<健全化判断比率> (単位:%)

指 標	比 率 (A)		基準	
	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準 (B)	財政再生基準 (C)
① 実質 赤字 比率	— (△2.62)	ー (△0.77)	13.72	20.00
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	— (∆27.32)	— (∆24.34)	18.72	30.00
③ 実質 公債費 比率	5.8	6.3	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	— (△35.6)	ー (△62.1)	350.0	

(注) ()内の数値は算定結果であり、①、②の△は黒字を表し、④の△は実質的な負債がないことを表します。

①~④の比率のいずれかにおいて、(A)が(B)の基準以上である場合は、

「財政健全化計画」を策定し、これに基づいて財政の早期健全化を進めます。

①~③の比率のいずれかにおいて、(A)が(C)の基準以上である場合は、

「財政再生計画」を策定し、これに基づいて財政の再生を進めます。